

令和5年度

大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金専門部会

第2回 会議次第

令和5年8月30日（水）午前10時30分  
（大阪合同庁舎第2号館9階 共用会議室B）

1 開 会

2 議 事

大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

3 閉 会

令和5年度大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金

専門部会資料（追加分）

令和5年度改正の必要性の有無に係る意見書（使用者側）

## 令和5年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業 最低賃金
使 側	

1 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。

今年の春季労使交渉において、エネルギーや原材料価格の高騰による物価上昇や景気動向を背景に、各社において、全社員一律や特定層への賃金改善、生活関連手当やインフレ対応の手当、賞与・一時金での特別加算等、各企業の持つ課題を各社の体力に応じ、労使交渉を踏まえ、昨年を大幅に上回る妥結結果を迎えている。経団連による中小企業の調査結果は、製造業平均で3.19%のアップ率（22年は1.99%）、鉄鋼・非鉄金属においては、製造業平均を上回る3.37%のアップ率（22年2.05%）であった。

また、最低賃金についても先の春季労使交渉と同様に消費者物価の上昇率が論点になり、中央最低賃金審議会より全国平均41円の引上げ目安が示され、大阪では目安額での結審が出されたところである。

企業においては、昨年末からの停滞基調が続く先行き不透明な状況で、各社で抱える構造改革等の課題解決や物流に関する2024年問題、依然回復に至らない中国経済や関税問題を踏まえた対応、売り手市場に変容した採用や雇用を維持していくための労働条件の改善等、取り組まなければならない課題は山積している。これら課題解決の中で、何を優先し事業活動を継続していくのかは、企業内労使で十分に話し合い、労使協同して取り組むものだと確信する。

これらを鑑みて、特定最低賃金の改正の必要性はないと考える。

2 上記1の判断をされた理由（根拠）を以下の項目ごとにお示しください。

① 産業の実態〔経営実績、支払能力等〕

日本アルミニウム協会のまとめによるとアルミニウム圧延品の2023年上半期の生産は3年ぶりのマイナス（▲9.4%）、出荷は2年連続でマイナス（▲8.8%）となった。

板材は、自動車向けは半導体不足や部品供給不足が解消され、自動車生産台数が増加し、前年比プラスとなったが、半導体製造装置向けの厚板は大幅に減少して内需全体を

押し下げている。缶材は、家飲み需要の減退により昨年比マイナス。箔地はマイナスだが減少幅は徐々に縮小している。

押出材は、板材同様に自動車向けはプラスとなったが、建設は資材の高騰や作業員不足などにより工事が延期するなど、押出全体では2年連続マイナスとなった。

箔材は、コンデンサやリチウムイオン電池などの電気機械器具がスマホ需要の不振や自動車の減産の影響により大幅に減少し、箔全体では2年連続でマイナスとなった。

## ② 賃金の実態〔一般賃金の改定状況（額・率）等〕

（一社）日本経済団体連合会のまとめによると非鉄・金属業種の大手企業の春季労使交渉妥結結果は、12,726円（+4.03%）であった。また、中小企業の妥結結果は、鉄鋼・非鉄金属業種で9,023円（+3.37%）で、製造業平均（8,659円、+3.19%）よりも高い結果であった。各社において各々善処した結果によるものと推察される。

## ③ 生活の実態〔物価、標準生活費等〕

足元の2023年7月の消費者物価指数は、生鮮食品を除く総合指数は105.4で、前年同月比は3.1%の上昇であった（2022年8月からの1年間の前年同月比単純平均値は3.38となる）。昨年の一時的な上昇率からは落ち着きが見られるものの先行きは不透明である。

## ④ その他

特になし

## 3 その他

特になし

## ○ 記述責任者（意見の出所を明らかにしてください。）

堺アルミ株式会社

氏名 総務部長 甲斐 英昭

記述年月日：令和5年8月30日